

がんと診断されるには病理診断が必要となります。今回は病理診断のことをお話しします。病理診断とは、患者さんの体より採取された病変の組織から顕微鏡標本作製し、この標本を顕微鏡で観察して診断することを行います。この病理診断を専門とする医師を病理医といいます。病理医が顕微鏡で標本を観察できるようにするための標本作製工程を臨床検査技師が担っています。

病理診断には「生検（せいけん）組織診断」、「手術で摘出された臓器・組織の診断」などがあります。生検組織診断では治療方針を決めるために胃・大腸や肺の内視鏡検査を行った際に、がんや病変の一部組織を顕微鏡標

本にします。また手術で摘出された臓器・組織の診断は病理医が肉眼で病変の部位、大きさ、性状、広がりを確認し、診断に必要な部位を必要な数だけ切りとり、顕微鏡標本をつくります。病理医はその標本をくまなく観察し、どのような病変がどれくらい進行しているか、手術でがんがとりきれたのかなど治療方針決定に役立つ情報を臨床医に提供します。

最近では従来の病理診断に加えて、ホルモン療法や遺伝子検査などの治療薬剤決定のための病理検査も増えてきています。

検査技術科 西村 信也